

1 基本的事項

＜計画の趣旨＞

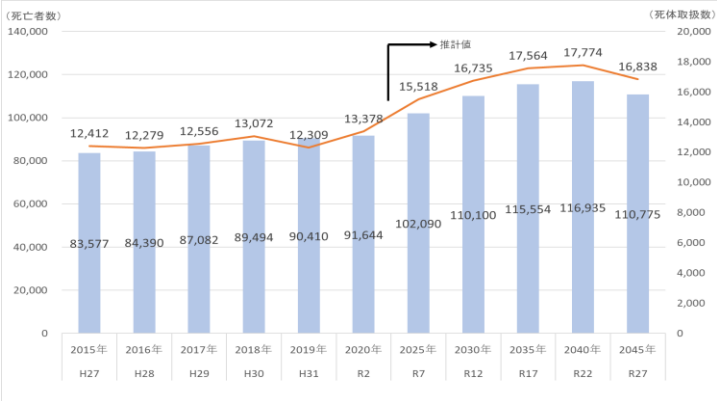
死因究明等推進基本法に基づき閣議決定された「死因究明等推進計画」の趣旨を踏まえ、府における死因究明と身元確認に関する施策を進めるため策定するもの

＜計画の位置付け＞ 地方公共団体毎の死因究明等の施策に関する計画として策定

＜計画期間＞ 令和5年度～令和7年度（3年間）

2 現状と課題

現状



- ① 府内死亡者数の増加に伴い、死因不明の死体取扱数の増加見込（2040年ピーク時は、2020年比約1.3倍の17,774件）
- ② 監察医制度のない大阪市以外での死亡時画像診断が限定的（市内1,876件、市外53件）
- ③ 在宅での看取りが円滑に進むよう「人生会議」を周知啓発
- ④ 大規模災害時には、多数の死者、身元不明者が発生見込

＜抽出された課題＞

- ① 死因究明等に関わる人材の確保と育成
- ② 大阪市内と大阪市以外の死因究明体制の均てん化
- ③ 死因究明等の制度に関する周知啓発等
- ④ 大規模災害に備えた身元確認調査体制の整備

3 死因究明等の体制整備に向けた方針と取組み

課題を踏まえ、次の基本方針を念頭に、4つの重点施策を推進する。

【基本方針】

- 2040年の超高齢多死社会を見据え、現行の監察医制度を活用しながら、正確かつ適切な死因を特定する死因究明等の体制を府域全体で整備していく。
- 体制整備にあたっては、大阪市内と大阪市外で対応が異なる検案体制の均てん化に継続して対応する。

基本方針を踏まえた施策体系と個別目標

4つの重点施策	主な取組み内容
1 死因診断体制の整備	(1) 臨床医向け研修 (2) 人材の確保・育成 (3) 歯科医師への研修 (4) 検案サポート医体制の検討 (5) 救急医療機関との相談体制構築 (6) 警察医への情報提供
2 適切な検査・解剖体制の構築	(1) 死亡時画像診断の導入及び活用 (2) 遺族感情に配慮した対応 (3) データの利活用
3 施設の連携・強化	(1) 法医学教室等との連携推進 (2) 監察医事務所の設備等の対策
4 施策推進のための環境整備	(1) 府民啓発 (2) 警察における検視体制の充実 (3) 身元確認体制の整備

施策ことの個別目標

主な目標
・救急医を対象とした死因診断レベル向上研修の受講者数【毎年100名以上】
・監察医事務所での実習生受け入れ数【年間10名以上】
・監察医の委嘱数【3年間で5名以上】（初年度に実効性のある対応を実施）
・大阪市の警察医が死因判定に悩んだ際、サポートできる仕組みづくり
・大阪市の警察医が死因判定に悩んだ際、サポートできる仕組みづくり
・遺族対応について関係者による研修実施（概ね年1回）
・大阪市の死因究明体制の課題等について再整理
・監察医事務所の施設や設備充実
・警察の現行体制を維持しつつ署員のレベルアップによる体制強化
・大規模災害発生を想定した関係者による身元確認訓練の実施（3年以内）